

# 倫理規程

鹿児島県バレーボール協会

## 1 目的

この規程は、鹿児島県バレーボール協会（以下「本会」という）に加盟し登録した競技者（選手、チームおよびチーム関係者）および役員（以下「本会関係者」という）の倫理に関して基本となるべき事項を定め、他からの疑惑や批判を招くような行為を防止し、もって本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

## 2 本会関係者の責務

本会関係者は、本会の定めた諸規程や決定事項を順守するとともに、常に品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるよう行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

## 3 本会関係者の順守事項

本会関係者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 本会関係者として著しく品位または名誉を傷つける言動をとること。
- (2) 暴力行為、いじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントを始めとするあらゆるハラスメント、差別、暴言等、その他人権尊重の精神に反すること。
- (3) 禁止薬物使用の違法行為はもとより、フェアプレーの精神に違反すること。
- (4) 本会が認めていない競技会等に参加すること、また、本会の認めていない競技会等の開催のために金品を收受すること。
- (5) 選手の進路にかかわる所定の手続きを経ずして、選手の勧誘、入部、移籍等を行うこと。
- (6) その他、著しくスポーツパーソン、スポーツ関係者として品位、名誉に欠ける行為を行うこと。

## 4 倫理委員会の設置

- (1) 本規程の実効性を確保するため、本会に倫理委員会を設置する。
- (2) 倫理委員会の組織および運営に関する事項については、別途細則に定める。
- (3) 相談及び通報の窓口は、本会事務局とする。相談及び通報手段はメールまたは郵便のみとする。

## 5 規程違反した場合の処分・対処等

- (1) 本会関係者は、他の本会関係者が本規程に違反する行為及びその疑いのある行為を知ったときは、倫理委員会に対処を求めるものとする。
- (2) 倫理委員会は、直ちに事実関係を調査し、調査の結果違反行為があったと認められるときは、理事会（常任理事会）等に報告する。
- (3) 本会は、違反行為を行った本会関係者に対して、下記の処分を行うことができる。これらの処分は、倫理委員会の決議を経て、理事会（常任理事会）が決定する。
- (4) 理事会（常任理事会）は、倫理委員会の報告を受け、処分を決定し当事者へ通知する。

- (5) 本会は、本会関係者が違反行為を行った場合は、個人に対する処分に加えて、個人が所属する団体、チーム、役員及びスタッフに対しても処分を科すことができる。
- (6) 処分に際しては、公正を期するため、当事者の弁明の機会を設けるものとする。
- (7) 処分を受けた本会関係者は、本会に対して当該処分につき不服を申し立てることができる。不服の申し立ては、通知に示された期間内に書面をもって、行わなければならない。
- (8) 前項の不服申し立てを受けたときは、本会は処分の理由及び手続の適否について調査・決定し、その結果を申し立て者に通知する。被処分者はその決定に対して、再度の不服申し立てはできない。
- (9) 処分は、以下のとおりとする。
  - (役員等) 厳重注意、譴責、勧告、その他必要に応じた処分
  - (公認資格保有者) 厳重注意、譴責、期限付き資格停止、無期限の資格停止、登録抹消、その他必要に応じた処分
  - (指導者・競技者) 厳重注意、譴責、競技会への出場停止、期限付き資格停止、無期限の資格停止、登録抹消、その他必要に応じた処分
- (10) 処分については、公益財団法人日本バレーボール協会処分基準及び別表【2025年4月25日施行】の処分基準を参考に判断することとする。

## 6 その他

- (1) 本規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。
- (2) 本規程は、理事会の議決をもって変更することができる。
- (3) 本規程は、2016年（平成28年）3月13日から施行する。

<改定履歴> 2021年（令和3年）3月26日 改定  
2026年（令和8年）3月15日 改定

# 倫理規程 細則

鹿児島県バレーボール協会

倫理規程第4項2号に定める倫理委員会の組織および運営に関する事項を、次のとおり定める。

## 1 組織

(1) 倫理委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- ① 委員長 1名
- ② 副委員長 1名
- ③ 委員 副理事長及び各委員会より各1名、学識経験者1名
- ④ 事務局長 1名

## 2 委員の選出および任期

- (1) 委員長は、県協会副会長の中から常任理事会において選出する。
- (2) 副委員長は、県協会理事長とする。
- (3) 委員は、副理事長・各委員会・各友好団体から代表各1名を常任理事会において選出する。
- (4) 委員のうち学識経験者1名は、常任理事会において推薦し会長が委嘱する。
- (5) 事務局長は、県協会事務局長の兼務とする。
- (6) 上記委員については、理事会において承認を受けなければならない。
- (7) 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 3 倫理委員会の開催

- (1) 委員長は、常任理事会から規程5項1号に基づき対処を求められた場合は、直ちに委員会を開いて調査ならびに審議を行い、その結果を理事会(常任理事会)に報告しなければならない。
- (2) 倫理委員会を開催するときは、委員長の指名により、評議員および友好団体から当事者の所属カテゴリ関係者が出席することができる。

## 4 その他

- (1) 本細則の改廃および必要な事項は、理事会で協議決定する。
- (2) 本細則は、2016年(平成28年)3月13日から施行する。

<改定履歴> 2021年(令和3年)3月26日 改定  
2026年(令和8年)3月15日 改定

○倫理委員会委員

|    | 役 職      | 氏 名 |    | 役 職      | 氏 名 |
|----|----------|-----|----|----------|-----|
| 1  | 委員長      |     | 2  | 副委員長     |     |
| 3  | 委員（副理事長） |     | 4  | 委員（総務）   |     |
| 5  | 委員（競技）   |     | 6  | 委員（審判）   |     |
| 7  | 委員（強化）   |     | 8  | 委員（指導普及） |     |
| 9  | 委員（情報）   |     | 10 | 事務局長     |     |
| 11 | 学識経験者    |     |    |          |     |

○指名委員

|    |        |  |    |        |  |
|----|--------|--|----|--------|--|
| 12 | 小学校    |  | 13 | 中学校    |  |
| 14 | 高等学校   |  | 15 | 大 学    |  |
| 16 | ママさん   |  | 17 | 実業団    |  |
| 18 | ソフトバレー |  | 19 | ビーチバレー |  |
| 20 | クラブ    |  | 21 | 県リーグ   |  |
| 22 | 障害者バレー |  | 23 | ヤングクラブ |  |
| 24 | 支 部    |  |    |        |  |